

(案)

長門市公共施設照明設備 LED 化事業に係る協定書

長門市（以下「甲」という。）と ●●（以下「乙」という。）は、長門市公共施設照明設備 LED 化事業（以下「本事業」という。）について以下の協定を締結した。

(目的)

第1条 本協定は、本事業の賃貸借契約の締結にかかる甲及び乙の義務、その他本事業の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(乙の責務)

第2条 乙は、甲が令和 年 月 日に入札執行した条件付一般競争入札「長門市公共施設照明設備 LED 化事業」の長門市公共施設照明設備 LED 化事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、次の施設において第2項に掲げる業務を実施し、LED 照明器具及び付属品（以下「物品」という。）を稼働可能な状態にした上で、令和8年2月28日までに納入しなければならない。

(施設名1)

(施設名2)

2 乙が物品納入のために実施すべき業務は、次のとおりとする。

- (1) LED 照明器具、付属品、その他取付けに必要な資材等の調達
- (2) 既設照明器具等の撤去、処分
- (3) LED 照明器具の取替えに係る設計
- (4) LED 照明器具、付属品、その他取付けに必要な資材等の設置作業
- (5) LED 化に伴う設置前後の年間消費電力量及び電気料金並びにCO₂排出量削減量等エネルギー削減量等を比較した資料の作成
- (6) その他仕様書のとおり

3 納入に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(納入の通知)

第3条 乙は、前条第1項の規定により物品を納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(物品の検査)

第4条 甲は、前条の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から10日以内に乙の納入した物品の検査を行うものとし、乙は、当該検査に立会うものとする。

2 前項の検査に要する費用は、全て乙の負担とする。

(案)

3 乙は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しなかったときは、甲が指定する日までに、当該検査に合格できる物品を納入しなければならない。

4 前条並びに第1項及び第2項の規定は、前項の規定による納入について準用する。

(物品の引渡し)

第5条 乙は、納入した物品が前条第1項又は同条第4項において準用する同条第1項の検査に合格したときは、当該検査に合格した物品（以下「本物品」という。）を甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から本物品の引渡しを受けたときは、本物品の受領証を乙に交付するものとする。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、仕様書に定める場合を除き、第1条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(市内業者の活用)

第7条 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に提出した施工計画書のとおり市内業者を活用しなければならない。

(施工管理者の責務)

第8条 乙は、仕様書に従い施工管理者を選任し、施工管理者はその責務を担うとともに甲からの連絡窓口となり対応するものとする。

(納入物品等の変更)

第9条 甲は、必要があるときは、賃貸借期間開始までに納入物品又はこれに係る業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面をもってこれを定める。

2 前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲と乙が協議して書面をもって定める。

(危険負担)

第10条 第5条第1項の規定による引渡し前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(賃貸借契約の締結)

第11条 甲は、第5条の規定により引き渡しを受けた本物品について、甲乙間で内容の合意に至った場合は、賃貸借契約を乙と締結するものとする。

(個人情報の取扱い)

(案)

第12条 乙は、本事業において知り得た甲が保有する個人情報等を他に漏らしてはならない。本協定の有効期間後においても同様とする。

2 前項の規定は、乙が本事業を実施する中で契約する再委託先に対しても同様とする。
(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本事業に関して知り得た相手方の秘密につき、相手方の書面による事前の同意を得ずして第三者に開示しないこと、並びに本協定の目的以外に使用してはならない。本協定の有効期間後においても同様とする。

2 前項の規定は、乙が本事業を実施する中で契約する再委託先に対しても同様とする。
(協定の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 乙がこの協定に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(案)

2 乙は、前項の規定による協定の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(不正行為に伴う協定の解除)

第 15 条 甲は、この協定に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定により、課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 乙が第 1 号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。
- (4) 乙が、第 1 号又は第 2 号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 乙又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の刑が確定したとき。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、この協定の定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その不履行が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 甲は、第 14 条第 1 項の規定よりこの協定を解除したときは、これによって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

(甲の違約金請求等)

第 17 条 次のいずれかに該当するときは、前条第 2 項の損害賠償に代えて、乙は、落札金額（本協定締結後、仕様の変更等により契約金額（120 ヶ月分の賃貸借料）に相当する額に変更があった場合は、変更後の契約相当額（120 ヶ月分の賃貸借料相当額）。以下「落札金額等」という。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(案)

- (1) 第 14 条第 1 項の規定より物品の納入前にこの協定が解除されたとき。
- (2) 物品の納入前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- (3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。

ア 乙について破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 30 条第 1 項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第 31 条第 1 項の規定により選任された破産管財人

イ 乙について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 41 条第 1 項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第 42 条第 1 項の規定により選任された管財人

ウ 乙について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 33 条第 1 項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該乙又は同法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

- 2 前項第 1 号及び第 2 号に定める場合がこの協定及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。
(不正行為に伴う損害の賠償)

第 18 条 乙は、この協定に関して、第 15 条各号のいずれかに該当するときは、落札金額等の 10 分の 2 に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第 15 条第 1 号から第 4 号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に該当するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。

- 2 甲は、前項の協定に係る損害の額が同項の落札金額等の 10 分の 2 に相当する金額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

- 3 前 2 項の規定は、協定の有効期間を経過した後においても適用があるものとする。
(本協定の有効期間)

第 19 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の賃貸借契約を締結するまでとする。ただし、賃貸借の締結に至らなかった場合は、契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して乙に通知した日までとする。また、本協定を解除した場合は、これを解除した日までとする。

(疑義の解決)

第 20 条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(案)

(履行の決定)

第 21 条 前各号に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

第 22 条 この協定に関して生じた甲乙の間の紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 山口県長門市東深川 1339 番地 2
長門市長 江原 達也

乙